

春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職をもって委嘱された委員が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。